

山口県報

平成24年
4月10日
(火曜日)

(号外-22)

目次

細則公衆
細則公衆.....



監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、次のとおり武本幸男の請求に係る監査を執行したので、同項の規定により、その結果を公表します。

平成24年4月10日

山口県監査委員 神田 忠二郎
同 石 津 敏 樹

第1 監査の請求

周南市大字徳山7860番地の1 武本幸男から次のとおり監査の請求があった。

山口県知事に関する措置請求の要旨

県が山口県議会議員（1名）に対して平成18年度から平成22年度までの間に交付した政務調査費に係る収支報告書を調査したところ、次のとおり不正受給の疑惑が確認された。

当該議員は、県政報告会の茶菓子代や弁当代会議費（食糧費）として支出しているが、高額な食糧費は政務調査費の支出としては不適切である。

食糧費として、平成20年度は190,316円、平成21年度は509,392円、平成22年度は123,048円を支出した旨報告されているが、開催会場の使用料の支出がない弁当代等も

算入されており、特に平成21年度の弁当代等は公職選挙法違反に当たるとは考えられない。

また、会議費として認められる使途基準は、施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取する会議に要する経費と定義されている。したがって、県政報告会の資料作成費は、広報費からの支出が適切であり、資料発送のアルバイト料及び広報車運転手の経費は人件費からの支出が適切である。また、県政報告会の主な内容は、後援会活動や報告であり、政務調査費の按分割合を80%とする根拠は薄いと考えられる。

人件費の5年間の総額は537万円として交付を受けているが、当該議員の秘書や事務員の人件費は後援会及び選挙支部政治団体の収支報告書では0円となっている。通常、秘書や事務員は後援会と兼務であることから、人件費の全額を政務調査費から支出していたとすれば、政治資金規正法虚偽記載に当たる杜撰な経理である。

広報費として「くらしと県政」の印刷及び発送経費の全額を政務調査費から支出しているが、これは調査研究に要した経費ではなく、政党作成の小冊子を自身の報告書と偽り選挙区内の住民に発送することにより、政務調査費の返還を免れ不当利得したものと考えられる。

以上のことから、当該議員は5年間に交付を受けた政務調査費の総額約2千万円のうち、人件費の2分の1に当たる2,688,300円、会議費は80%でなく50%が社会通念上妥当であるから30%追加分額1,385,400円、広報費の2分の1に当たる1,608,700円の合計額5,682,400円を不正に受給している。

この政務調査費の不正な受給に対して管理を怠る事実、違法又は不当に財産の管理を怠る事実、該当するものであり、当該議員に対して、不正受給した政務調査費の返還を求めない山口県知事に対して、損害賠償請求権の不行使という事実を対象として監査を請求する。

第2 監査の結果

上記の監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

平 24 山 監 査 第 4 号
平成24年（2012年）4月10日

武 本 幸 男 様

山口県監査委員

山口県職員措置請求について（通知）

平成24年2月14日に請求のありましたこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査を執行しましたので、同項の規定により、その結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 請求の受理
この請求については、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成24年2月14日に請求を受理した。
- 2 監査委員の除斥
監査請求の対象事項が山口県議会議員（以下「議員」という。）に対して交付される政務調査費に関するものであるため、議員のうちから選任された塩満久雄監査委員及び岡村精二監査委員は、法第199条の2の規定の趣旨に照らし、監査に加わらなかった。
- 3 監査の実施
 - (1) 監査の対象者及びその内容
監査は、山口県議会議事局長を対象として行い、監査に当たっては、制度の趣旨等を聴取するとともに、請求に係る関係資料等の確認を行った。
 - (2) 関係人の調査
法第199条第8項の規定に基づき、請求において平成18年度から平成22年度までの間に政務調査費の交付を受けたとされる議員（以下「当該議員」という。）を関係人として調査を実施した。
 - (3) 証拠の提出及び陳述
請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年3月2日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人及びその代理人が陳述を行った。なお、新たな証拠は提出されなかったが、請求金額の訂正の申し立てがあった。
陳述の要旨は次のとおりである。
ア 政務調査費の充当割合が2分の1を超える支出を違法又は不当な支出と判断した基準について
イ 按分による支出の考え方について
ロ 議員の活動は、調査研究活動、後援会活動、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が調査研究活動以外と一体として行われる場合もあることから、この場合、合理的な方法により按分処理するなど、按分の割合の積算根拠を明確にし、県民の誤解を招くことのないよう経理する必要がある。
また、按分割合が明確でない場合、2分の1を超える充実は、合理的な理由がない限り適切ではないと考えられると政務調査費マニュアルで示されている。
（イ） 違法又は不当な支出と判断した根拠について（監査委員からの確認）
社会通念上のこともあるが、政務調査費マニュアルでは、50%を超える場合

には特別の理由がなければならぬこととされている。請求の中には50%ではなく、100%認められないものもあるが、人によって見方は異なるため、50%が基本であり、それ以上はあり得ないと考えている。

イ 会議費について

県政報告会の茶菓子代や弁当代を会議費として支出しているが、高額な食糧費は政務調査費の支出として適当でない。

政務調査費マニュアルでは、会議費の使途基準に該当しないものとして、居酒屋、ファミリーストラップ等での飲食代は、当該場所の性質から見て社会通念上会合を行うのに適切な場所とはいえないので、これらの店舗で飲食する必要性や相当性があったとは認め難いとした判例が事例として示されている。

料理店、喫茶店等への会議費による支出については、開催場所や高額な弁当代に必要性や相当性は認められないと考えている。

なお、監査請求書では会議費の不正受給の額を1,385,400円と計算していたが、算出方法に誤りがあり、正確には1,531,873円である。

ウ 人件費について

（ア）人件費に係る請求人の主張について

5年間の人件費として総額5,376,706円の交付を受けているが、当該議員の秘書や事務員の人件費は、後援会及び選挙支部政治団体の収支報告書では0円となっている。政務調査だけでなく、後援会活動に従事している秘書等の人件費の全額を政務調査費から支出していたとすれば、政治資金規正法虚偽記載に当たる経理である。50%で按分した2,688,353円は不当利得である。

（イ）人件費に係る請求人の主張の根拠について（監査委員からの確認）

ホームページによると、当該議員の事務所には秘書と会計が配置されているが、ボランティアあるいは、当該議員がポケットマネーで給与を負担しているものでなければ、人件費の半分は後援会で負担すべきである。

エ 広報費について

（ア）広報費に係る請求人の主張について

「くらしと県政」は、政党作成の小冊子を自身の報告書と偽り選挙区内の住民に発送することにより、政務調査費の返還を免れ不当利得したものと考えられる。「くらしと県政」の作成費及び発送費やアルバイト料を100%政務調査費から支出しているが、政党活動なら全く認められない支出であり、認められなくても50%を超えることは許されないと考えている。

また、ホームページの更新料は、後援会のこと掲載されていることから、50%の按分が通常である。

広報費の5年間の総額は3,217,568円であり、半額の1,608,784円は不当利得である。

(イ) 「くらしと県政」に係る不当利得の意味について(監査委員からの確認) 「くらしと県政」は政党が作った冊子であり、政党の広報誌と捉えている。政党の活動を自分の活動と偽っているため、作成費等を政務調査費から支出することは不当利得に当たるとは考えないかと考えている。

オ 政務調査費の不正受給を主張する金額について
当該議員が5年間に交付を受けた政務調査費の総額約2千万円のうち、会議費1,531,873円(請求時1,385,400円を訂正)、人件費2,688,353円、広報費1,608,784円の合計額5,829,010円(請求時5,682,400円を訂正)は明確に違法又は不当な支出であり、同額の損害賠償請求権が生じている。

(4) 監査請求の趣旨
監査に当たっては、請求書に記載された事項、請求人が提出した事実を証する書面並びに請求人及びその代理人が陳述した内容に基づき、監査請求の趣旨を次のように解した。

ア 会議費について
(ア) 会議費のうち食糧費として県政報告会の茶菓子代及び弁当代に政務調査費を100%充当しているが、高額の食糧費は政務調査費の支出として不適切であるという主張

食糧費として、平成20年度は190,316円、平成21年度は509,392円、平成22年度は123,048円を支出した旨の報告がされているが、開催会場の使用料の支出がない弁当代等も算入されており、特に平成21年度の弁当代等は公職選挙法違反に当たるとい主張

また、料理店、喫茶店等への会議費による支出については、開催場所や高額の弁当代に必要性や相当性は認められないという主張

(イ) 会議費のうち県政報告会経費に係る政務調査費の充当割合を80%としているが、県政報告会の主な内容は後援会活動や報告であり、80%とする根拠は薄いという主張

また、会議費から支出されている県政報告会の資料作成費は、広報費からの支出が適切であり、資料発送のアルバイト料及び広報車運転手の経費は人件費からの支出が適切であるという主張

イ 人件費について

平成18年度から平成22年度までの間に総額5,376,706円支出されているが、当該議員の秘書や事務員の人件費は後援会及び選挙支部政治団体の収支報告書にお

いては0円となっている。通常、秘書や事務員は後援会と兼務であることから、人件費の全額を政務調査費から支出することは認められないという主張

ウ 広報費について

(ア) 「くらしと県政」の発行経費に政務調査費を100%充当しているが、「くらしと県政」は政党作成の小冊子であり、政党の広報活動の一環であることから、政務調査費の支出は認められないものであり、認められても50%を超えることは許されないという主張

(イ) ホームページの更新費用に政務調査費を100%充当しているが、ホームページには後援会のことについても掲載していることから、50%の按分が通常であるという主張

エ 監査請求事項及び請求金額について

50%を超えて政務調査費を充当することは社会通念上認められないことから、ア、イ及びウで例示したように、当該議員が平成18年度から平成22年度までの5年間に交付を受けた政務調査費について、50%を超えて充当した会議費1,531,873円、人件費2,688,353円及び広報費1,608,784円の合計額5,829,010円は政務調査費を不正に受給したものである。

この政務調査費の不正受給により生じた損害賠償請求権を行使しないことは違法又は不当に財産の管理を怠る事実と該当する。

よって、山口県知事に対して、当該損害賠償請求権を行使するよう請求するという主張

(5) 監査の対象事項

監査請求の趣旨を前述のように解し、監査の対象事項を次に掲げるとおりとした。

当該議員が平成18年度から平成22年度までの5年間に交付を受けた政務調査費による支出のうち次に掲げる支出

ア 平成20年度から平成22年度までの会議費

イ 平成18年度から平成22年度までの人件費

ウ 平成18年度から平成22年度までの広報費

エ ア、イ及びウに関する50%を超える支出

4 監査の結果

(1) 平成20年度から平成22年度までの会議費について

ア 会議費の使用基準等について

県は、政務調査費の交付に関する条例(平成13年山口県条例第23号)に基づき、議員に対して政務調査費を交付している。

政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年山口県議会規程第2号。以下「規程」という。）第3条第3号の規定によれば、会議費は、施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費とされている。

政務調査費の使途基準の運用方針（平成18年4月1日制定。以下「運用方針」という。）によれば、政務調査費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う調査研究活動に要した費用に充当（実費弁償）することが原則であるとされている。

また、政務調査費マニュアルによれば、議員の活動は、調査研究活動、後援会活動、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が調査研究活動以外の活動と一体として行われる場合は、合理的な方法により按分処理するなど、按分の割合の積算根拠を明確にする必要があるとされており、按分割合が明確でない場合、2分の1を超える充当は、合理的な理由がない限り適切ではないと考えられるとされている。

運用方針別表の費目別充当指針によれば、会議費の中で食糧費の支出が認められており、平成22年9月までは会議の昼食代及び茶菓代とされていたが、10月以降は茶菓代のみとなっている。

また、食糧費について、平成20年4月から平成22年9月までは、参考として、執行部では、会議の昼食代の限度額を1人当たり2千円としていたことが示されていた。さらに、議会活動等の報告や住民からの要望等の聴取をするために開催した会合のジュース、菓子及び弁当の代金等は使途基準に該当するとした判例並びに居酒屋、ファミリーレストラン等の飲食代や割烹等の和食店の飲食代は使途基準に該当しないとした判例が事例として示されていた。

イ 確認された事実
会議費に充当したものとして収支報告書に記載された額は、次表のとおりであることを確認した。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
会議費	1,344,217	1,357,874	992,324

平成20年度から平成22年度までの会議費については、収支報告書及び領収書等により、会議費の使途、金額等を確認した。

(ア) 食糧費について
収支報告書及び領収書等により、会議費のうち食糧費として平成20年度は

190,316円、平成21年度は509,392円、平成22年度は123,048円が充当されており、各年度の内訳は、平成20年度は茶菓子代142,316円、弁当代48,000円、平成21年度は茶菓子代255,512円、弁当代253,880円、平成22年度は茶菓子代123,048円であることを確認した。

食糧費は、地区対話集会、若者集会、高齢者対話集会、女性対話集会、世話人集会等で提供された茶菓子代及び弁当代に充当されたものであり、弁当代の1人当たりの金額は500円から1,000円であることを確認した。

また、収支報告書に添付された領収書には料理店、喫茶店等が発行したものがあつたが、領収書には弁当代と記載されていることを確認した。

これらを補正するため、関係人調査を行ったところ、こうした地区対話集会等は、県の事業内容や方針等を対象とする住民に報告又は説明を行うとともに、様々な県政に関する要望又は意見を聴取するために開催した集会であり、目的及び内容が全て政務調査に関するものであることから、茶菓子代及び弁当代に政務調査費を100%充当したとしている。

また、平成21年度の食糧費の支出額が他の年度に比べて多額となっているが、平成19年から旧郡部でも地区対話集会等を開催する必要があり、徐々に開催場所や回数を増やしたためであるとしている。

なお、集会の種類ごとの茶菓子代の平均単価は、240円から870円であつたとされている。

さらに、開催会場の使用料に政務調査費を充当していない集会については使用料が安価であること等の理由により、充当しなかつたとされている。

(イ) 県政報告会経費について
収支報告書及び領収書等により、会議費のうち県政報告会経費として、平成20年度は1,114,632円、平成21年度は728,992円、平成22年度は679,045円が充当されていることを確認した。

県政報告会経費の使途は、会場使用料、会場内機材設置経費、ポスター印刷代、資料作成費、資料発送のアルバイト料及び広報車運転手の経費等であることを確認した。

また、収支報告書に添付された領収書等添付票によれば、活動実績の割合により政務調査費が80%充当されていることを確認した。

関係人調査を行ったところ、平成20年度から平成22年度までの間においては、毎年1回県政に関する報告を行うために実施したものであり、政務調査費の充当割合については、来賓の挨拶等があつたため、100%ではなく、80%としたとしている。

ウ 判断及び結論

(ア) 食糧費について

請求人は、県政報告会の茶菓子代や弁当代を政務調査費から支出しているが、高額な食糧費は政務調査費の支出として不適切である。開催会場の使用料の支出がない弁当代等が算入されており、特に平成21年度の弁当代等は公職選挙法違反に当たるのではないかと。また、料理店、喫茶店等への会議費による支出については、開催場所や高額な弁当代の必要性や相当性は認められないと主張する。

食糧費は、県の事業内容、方針等を住民に報告又は説明するとともに、住民から県政に関する要望又は意見を聴取するために開催された地区対話集会等における茶菓子代及び弁当代に充当されている。

こうした集会における茶菓子代及び弁当代の支出は、当時の政務調査費でニューアルにおいて認められていたところであり、また、茶菓子代及び弁当代の単価、当時の執行部における昼食代の基準(2,000円)からすると、会議費の使用基準に適合するとして支出したことが不適切とはいえない。

また、開催会場の使用料に政務調査費を充当していない集会については、使用料が安価であること等の理由から、充当しなかったものであり、使用料に充当されていないことを根拠として、政務調査費から茶菓子代及び弁当代を支出することができないとする請求人の主張は認められない。

さらに、平成21年度の食糧費の支出額が他の年度に比べて多額となった理由については、平成19年から旧部部でも地区対話集会等を開催する必要があり、徐々に開催場所や回数を増やしたためであるとしており、この理由が不合理であるとはいえない。

料理店、喫茶店等の領収書には弁当代と記載され、請求人が主張するような飲食店からの弁当の調達までも認められないものとは解されず、また、弁当代の単価からしても、不適切であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(イ) 県政報告会経費について

請求人は、県政報告会経費について、県政報告会の主な内容は後援会活動や報告であることから、政務調査費の按分割合を80%とする根拠は薄い。また、県政報告会の資料作成費は、広報費からの支出が適切であり、資料発送のアルバイト料及び広報車運転手の経費は人件費からの支出が適切であると主張する。

県政報告会は、毎年1回開催され、内容は県政に関する報告であり、会場

は、県の子算や事業内容が記載されている「くらしと県政」の配布も行われており、ほとんどが県政に関する報告であるとしている。関係人は県政報告会の趣旨や内容を判断し、政務調査費を80%充当したものであり、請求人が主張しているように、主たる内容が後援会活動であるとまではいえない。

また、資料作成費並びに資料発送のアルバイト料及び広報車運転手の経費は、県政報告会の開催に必要な一連の経費であると認められ、会議費として支出することは不適切とはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 平成18年度から平成22年度までの人件費について

ア 人件費の使用基準等について

規程第3条第8号の規定によれば、人件費は、給料、手当その他の議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費とされている。

また、費目別充当指針によれば、人件費の内容は、常勤、臨時雇用の職員に係る経費とされている。

イ 確認された事実

人件費に充当したものととして収支報告書に記載された額は、次表のとおりであることを確認した。

(単位 円)

人	件	費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
			1,266,400	1,090,800	1,002,600	998,106	1,018,800

関係人調査によれば、平成18年度から平成22年度までの間において、2名の職員が勤務しており、1名の職員が政務調査活動を担当し、職務内容が全て政務調査に関するものであることから、給与に政務調査費を100%充当したとしている。また、他の1名が政務調査活動以外の活動と政務調査活動の一部を担当しているが、給与には政務調査費は充当していなかったとしている。

政務調査費が充当されていた職員については、収支報告書や領収書等、さらには関係人調査により、勤務日数等の勤務状況及び給与の支払状況等は、次表のとおりであることを確認した。

年 度	勤務日数	領収書の額	政務調査費充当額	充当状況
平成18年度	285日前後	1,266,400円	1,266,400円	100%充当
平成19年度	285日前後	1,090,800円	1,090,800円	100%充当
平成20年度	285日前後	1,002,600円	1,002,600円	100%充当

平成21年度	286日	1,014,600円	998,106円	98%充当
平成22年度	283日	1,018,800円	1,018,800円	100%充当

ウ 判断及び結論

請求人は、人件費は平成18年度から平成22年度までの間に総額5,376,706円支出されているが、秘書や事務員の人件費は後援会及び選挙支部政治団体の収支報告書においては0円となっており、通常、秘書や事務員は後援会と兼務であることから、人件費の全額を政務調査費から支出することは認められないと主張する。

政務調査費が充当されていた1名の職員は政務調査活動に専従しており、他の1名が政務調査活動以外の活動と政務調査活動の一部を担当していたとしている。費目別充当指針では、政務調査活動に専従する職員の給与には政務調査費を100%充当できるとされていることから、1名の職員の給与に政務調査費を100%充当することが不適切であるとはいえない。

また、勤務日数等の勤務状況及び給与の支払状況等により、この支出が確認されたことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) 平成18年度から平成22年度までの広報費について

ア 広報費の使途基準等について
 規程第3条第5号の規定によれば、広報費は、広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費とされている。

また、費目別充当指針では、広報費の内容として、広報資料の印刷、送料（議会活動、県政に係る政策等の広報資料の印刷又は当該資料の送付に要する経費）、ホームページ作成委託費（ホームページ作成及び更新等に係る委託費）が示されている。

イ 確認された事実
 広報費に充当したものとして収支報告書に記載された額は、次表のとおりであることを確認した。

(単位 円)

広報費	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	505,950	820,800	620,111	622,516	648,191

平成18年度から平成22年度までの広報費について、収支報告書及び領収書等により、広報費の使途、金額等を確認した。

(7) 「くらしと県政」の発行経費について

収支報告書及び領収書等により、広報費のうち「くらしと県政」の発行経費として、平成20年度は261,594円、平成21年度は268,720円、平成22年度は350,735円が充当されていることを確認した。

関係人調査により、平成22年度の「くらしと県政」の内容を確認したところ、政党作成の冊子を利用し、自ら発行したものであり、県の予算の概要、予算のポイント（緊急課題への対応、加速化プランの着実な推進及び財源確保対策の取組み）等が記載されていた。

このことから、平成20年度から平成22年度までの間において、毎年度印刷し、県政報告会等において配布したものであり、内容は全て県政に関するものであることから、政務調査費を100%充当したとしている。

(4) ホームページの更新費用について

広報費のうちホームページの更新費用として、平成18年度は63,000円、平成19年度は100,800円が充当されていることを確認した。

関係人調査によれば、更新部分は全て県政報告に関するものであることから、更新費用に政務調査費を100%充当したとしている。

ウ 判断及び結論

(7) 「くらしと県政」の発行経費について

請求人は、「くらしと県政」の発行経費の全額を政務調査費から支出しているが、「くらしと県政」は政党作成の小冊子であり、政党の広報活動の一環であることから、政務調査費の支出は認められないものであり、認められても50%を超えることは許されないと主張する。

「くらしと県政」は政党が作成したものであるが、その内容は議員として関与する県の予算や事業に関するものであり、それを利用し、自ら発行して住民に配布することにより県政に関する報告を行うことは、政務調査活動と解されることから、「くらしと県政」の発行経費は広報費の使途基準に適合しないとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(4) ホームページの更新費用について

請求人は、ホームページの更新費用の全額を政務調査費から支出しているが、ホームページには後援会のことについても掲載していることから、50%の按分が通常であると主張する。

関係人調査によれば、平成18年度及び平成19年度のホームページの更新内容は全て県政報告に関するものであるとしており、政務調査費でリニューアルにおいて、政務調査費の充当が不適切とされている後援会活動等の部分について更新

したという事実は確認されなかったことから、政務調査費を100%充当していることが不適切であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(4) (1)、(2)及び(3)に関する支出について

請求人は、政務調査費の按分割合は2分の1が妥当であり、2分の1を超える充当は社会通念上認められないと考え、当該議員が平成18年度から平成22年度までの間に交付を受けた政務調査費について、50%を超えて充当した会議費1,531,873円、人件費2,688,353円及び広報費1,608,784円の合計額5,829,010円は政務調査費を不正に受給したものであると主張する。

しかしながら、政務調査費マニュアルでは、一つの活動が調査研究活動以外の活動と一体として行われる場合であって、按分割合が明確でない場合は、2分の1を超える充当は合理的な理由がない限り適切ではないと考えられるとされているが、事務所の使用面積や活動実績等について、合理的な理由があれば2分の1を超えて充当すること、また、専ら調査研究活動として行われる場合は全額充当することが可能であることから、議員の活動の実態に応じて個別に判断されるものであり、請求人の主張するように一律に50%でなければならぬというものではないと解されている。

また、会議費、人件費及び広報費において、(1)、(2)及び(3)のとおり、この請求の根拠として請求人が例示したものの等には不適切な支出は認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

平成二十四年四月十日発行

発行所

山口県知事庁